



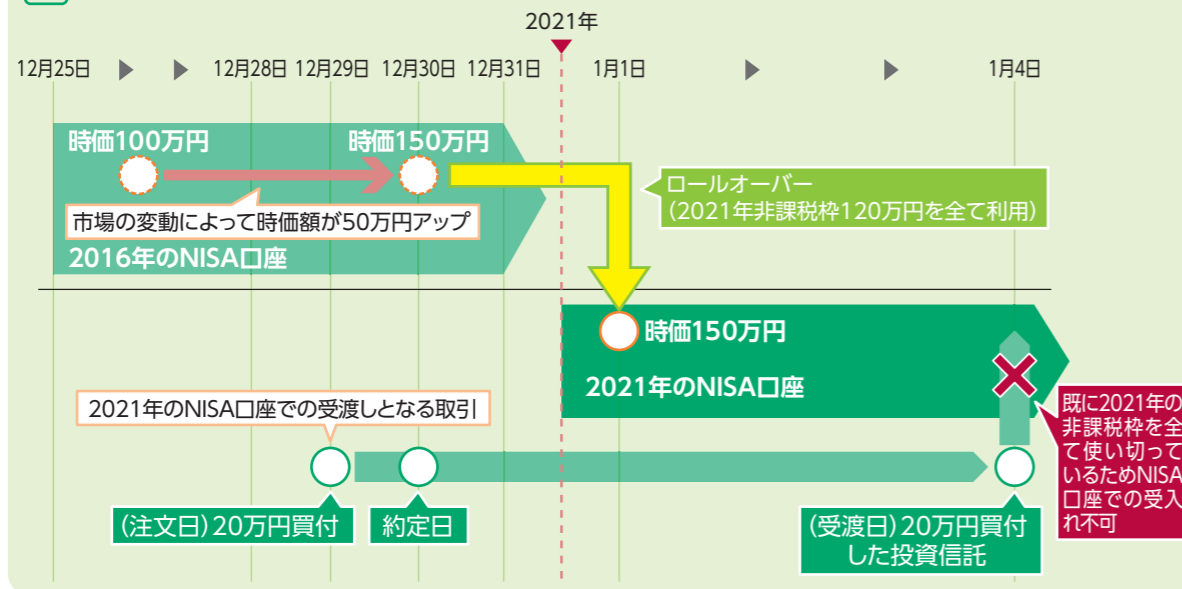
選択 1 の注意点 ② ⚠

非課税期間終了間際(年末)の取引における
ご注意

NISA・ジュニアNISA口座の受入れは、受渡日(代金の入金日)が基準です。
約定日(取引の成立日)が年内でも、**受渡日が年明けとなった場合**はロールオーバー後の受渡しとなるため、次のようなお取引には注意してください。

1 年末の買付

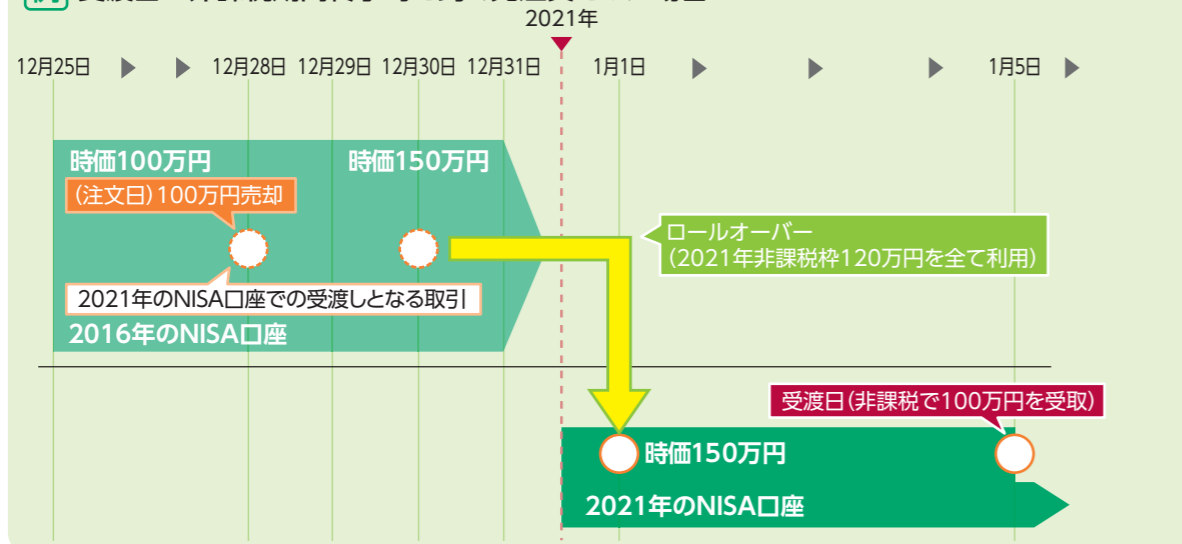
例 年末に買注文した投資信託が新たなNISA口座に受入れできなくなる場合



上記の例では、2021年のNISA口座にロールオーバーで時価150万円の投資信託を受入れたため、NISA枠(120万円)を使い切っています。このため、2020年12月29日に買付した20万円分の投資信託を2021年のNISA口座で受入れることができません。

2 年末の売却

例 受渡日が非課税期間終了時を跨ぐ売注文をした場合



上記の例では、2020年12月28日に売却したものの受渡日が2021年1月5日のため、2021年のNISA口座にロールオーバーで時価150万円の投資信託を受入れたこととなります。2021年のNISA枠(120万円)を使い切っているため、2021年のNISA枠での新たな買付ができなくなります。

2016年にNISA口座・ジュニアNISA口座で購入されたお客さまへ

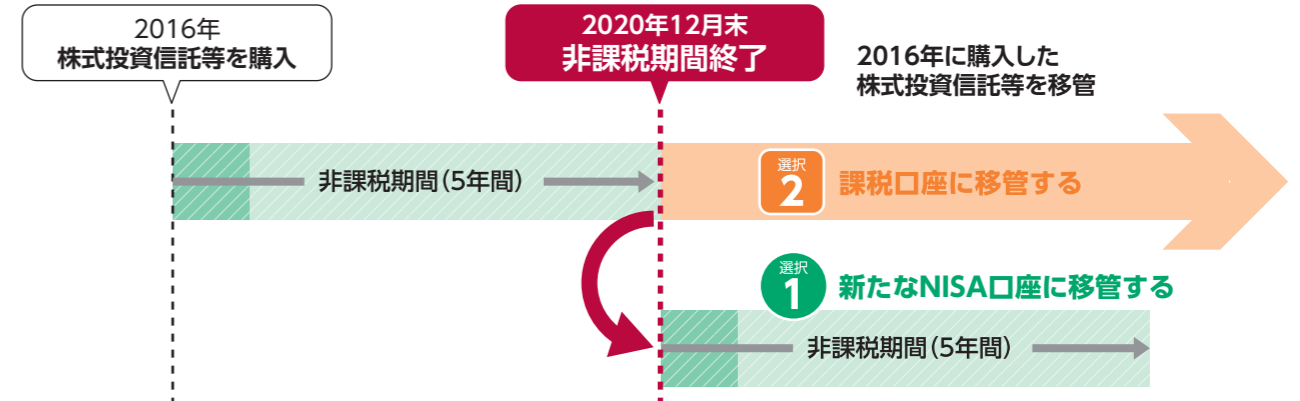
非課税期間終了時における お手続きのお知らせ

現在NISA・ジュニアNISA口座で保有する株式投資信託等で、2016年に購入をされたものは、**2020年12月末に非課税期間が終了**します。対象となるお客さまにはご案内をお送りしますので、**内容をご確認いただき期限までにお手続きを行ってください。**

重要 非課税期間終了の前に、以下の **選択 1** と **選択 2** のいずれかをお選びください。

- 選択 1** 新たなNISA口座に移管する*1 (「ロールオーバー」といいます)
- 選択 2** 課税口座に移管する

*1「新たなNISA口座に移管する」とは、2021年に新たに設定される非課税管理勘定(2021年1月1日時点の年齢により、NISAもしくはジュニアNISA)に移管することをいいます。

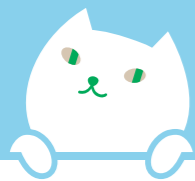


※非課税期間内に売却するという選択肢もあります。



どちらが良いか
じっくり考えて
みましょう。

状況により **選択 1**、**選択 2** のどちらが
有利かは異なります。
詳しくは次ページをご覧ください。



選択時のご注意

将来、結果的に **選択1 新たなNISA口座に移管(ロールオーバー)** と **選択2 課税口座に移管** のどちらが有利であったのかは、その後の価格変動や他の取引等の状況により異なりますので、選択時にこの点を踏まえご確認ください。

選択2 課税口座に移管 を選ばれた場合には、2021年以降の譲渡益・配当等が課税されます(譲渡損失が発生した場合は損益通算や損失の繰越控除が可能となります)。

選択1 **「新たなNISA口座に移管」(ロールオーバー)を選んだ場合**

2021年1月1日に、2020年12月の最終営業日の時価により、2021年分の非課税管理勘定(2021年1月1日時点の年齢により、NISAもしくはジュニアNISA)へ移管されます。なお、所定のお手続きが必要となります。

2020年12月の最終営業日の時価分で2021年の非課税枠を使用します。引き続き5年間(2025年12月末まで)は、譲渡益・配当等が非課税となります(損益通算等はできません)。

こちらの注意点を
ご確認ください。

選択2 **「課税口座に移管」を選んだ場合**

2021年1月1日に、2020年12月の最終営業日の時価により、課税口座へ移管されます。なお、特定口座をNISA口座と同一の取引店にお持ちの方は、特段のお手続きすることなく、特定口座に移管されます。*2

取得価額が2020年12月の最終営業日の時価となります。移管後に生じた譲渡益・配当等は課税されます(損益通算等ができません)。

例 100万円で購入した投資信託を、150万円で課税口座へ移管後、200万円で売却

譲渡損益は2020年12月末の時価を取得価額(150万円)として計算
200万円 - 150万円 = 50万円(譲渡益)
⇒**譲渡益50万円に対して課税**

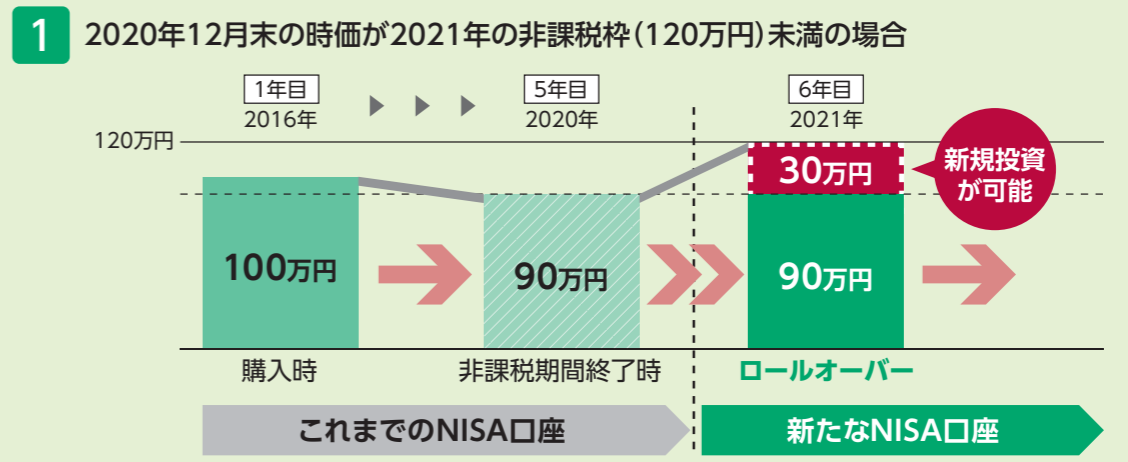
例 100万円で購入した投資信託を、70万円で課税口座へ移管後、100万円で売却

譲渡損益は2020年12月末の時価を取得価額(70万円)として計算
100万円 - 70万円 = 30万円(譲渡益)
⇒**譲渡益30万円に対して課税**

*2・特定口座をお持ちの方で、一般口座への移管を希望される場合には、取引店までお問合せください。特定口座をお持ちでない場合は、特段のお手続きをすることなく、一般口座に移管されます。
・なお、特定口座をお持ちでも非課税期間が終了するNISA預りと同一銘柄を一般預りで保有するお客さまは、希望の有無にかかわらず一般預りとなります。該当するお客さまには、専用のチラシでご案内しております。

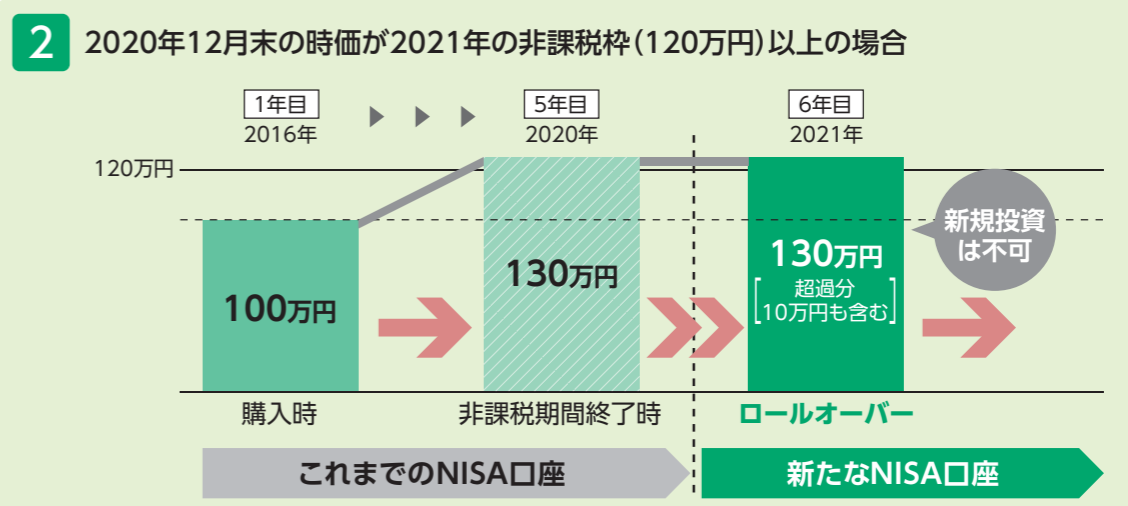
選択1の注意点①⚠️ 「新たなNISA口座に移管」(ロールオーバー)する際の注意点

- A** ロールオーバーするには、NISA口座を開設している金融機関に対して、あらかじめ「**非課税口座内上場株式等移管依頼書**」もしくは「**未成年者口座内上場株式等移管依頼書兼未成年者口座非課税口座間移管依頼書**」を提出する必要があります。
- B** ロールオーバーした分だけ2021年の非課税枠で**新規投資できる額は少なくなります**。



NISA → NISAの場合 2021年の非課税枠120万円に満たない分は新規投資ができます。

ジュニア→ジュニア)ジュニア→NISA)の場合 ・2020年12月末の時価が2021年の非課税枠80万円(NISAへ移管時は120万円)に満たない分は新規投資ができます。



NISA → NISAの場合 2021年の非課税枠120万円を超過した分もロールオーバーできますが、非課税枠を全て利用してしまうため、新規投資はできません。

ジュニア→ジュニア)ジュニア→NISA)の場合 ・2021年の非課税枠80万円(NISAへ移管時は120万円)を超過した分もロールオーバーできますが、非課税枠を全て利用してしまうため、新規投資はできません。

- C** 異なる金融機関のNISA口座にロールオーバーすることはできません。NISA口座を利用する金融機関を変更している場合には、金融機関変更手続きを行い、2016年に利用した金融機関に2021年の新たなNISA口座を設定してください。
- D** NISA・ジュニアNISA口座からつみたてNISA口座へロールオーバーすることはできません。
- E** NISA口座と他の口座との損益通算等はできません。

年末取引の
注意点も
ご確認ください。

商品の状況を確認し、どちらを選択するかをご決定ください。

本リーフレットは2020年6月時点の法令を基に作成しています。お手続きの詳細は取引店までお問合せください。